

「グループホームつばき」利用料金表

2020年4月1日より使用

■利用者が負担する1ヶ月(30日)の利用料金は下記の通りです。

(円)

要介護度	介護料 (1日)	介護料 (1ヶ月)	介護料(加算) (1ヶ月)	居室料	食事代	合計
要支援2	757	22,710	3,485	30,000	24,000	80,195
要介護1	761	22,830	4,828	30,000	24,000	81,658
要介護2	797	23,910	4,973	30,000	24,000	82,883
要介護3	820	24,600	5,066	30,000	24,000	83,666
要介護4	837	25,110	5,133	30,000	24,000	84,243
要介護5	854	25,620	5,202	30,000	24,000	84,822

↑※個別加算含まず

(円)

介護サービス(加算)		
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口	12/日	360/月(30日)
・口腔衛生管理体制加算	30/月	30/月
・医療連携体制加算(要介護1~5の方)	39/日	1,170/月(30日)
・認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3/日	90/月(30日)
・初期加算(※入所から30日間、30日以上入院後の再入居時)	30/日	900/月(30日)
・入院時費用加算(※ひと月に6日を限度)	246/日	1,476/月(6日)
・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(介護料+各加算)×11.1% (1円未満四捨五入)	
・特定処遇改善加算(Ⅱ)	(介護料+各加算)×2.3% (1円未満四捨五入)	

■その他実費負担となるもの

- 理美容代 1,500円/回
- オムツ代
- 医療費
- 日用品

■備考(加算要件)

- サービス提供体制強化加算(Ⅱ):常勤職員の占める割合が100分の75以上の時加算されます。
- 医療連携体制加算:看護師の配置1名以上、又は病院もしくは診療所もしくは訪問看護ステーション等との連携により、24時間の連携体制を確保した場合、さらに重度化指針への家族の同意を得て加算されます。
- 認知症専門ケア加算:認知症(自立度Ⅲ以上)の利用者の割合が2分の1以上でかつ「認知症介護実践リーダー研修」を修了した職員を1名以上配置した場合加算されます。(※対象者のみ)

